



3.1.3. 生産緑地の活用（公園整備）【都市整備局：都市づくり政策部】

まもる

育てる

生産緑地公園補助制度

概要

都内の生産緑地は、年平均約 50ha が相続等により減少しており、2022 年には約 2,400ha が指定後 30 年を迎え買取り申出が可能となることから、特定生産緑地への指定を促進したが、約 150ha は非指定となったことから、さらに多くの農地が失われる恐れがある。都市計画公園・緑地内の農業継続が見込めない生産緑地の緑を、公園・緑地として保全していくため、都市計画公園・緑地内の生産緑地等を公園・緑地整備を目的として区市が買い取る際の用地取得費及び整備費を対象に、区市への補助を行う。

（事業期間：平成 30（2018）年度から令和 6（2024）年度以降継続）

補助対象者

区市

補助要件

都の区域内における区市が実施する都市計画公園・緑地事業のうち、都市計画公園・緑地区域内の生産緑地等の買取り及び買取り生産緑地等の公園緑地としての整備を対象とする。

補助率等

用地取得費：国費及びその他収入が見込まれる場合事業費の 3 分の 1、されない場合 2 分の 1 の額。

整備費：国費及びその他収入を控除した額の 2 分の 1 の額。

補助単価は実施単価又は 1 平方メートルあたり 1 万 5 千円のいずれか低い額。

各年度 1 自治体 3 件限り

【国庫補助金】 社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）

イメージ等

買取り後に公園として整備した事例



< 赤塚植物園農業園 >



< 吉祥寺東町農業公園 >

担当窓口

都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 公園計画担当 03-5388-3264

※事例は、巻末資料「事例集」①に記載。